

電波監理審議会（第1158回）議事録

1 日時

令和8年7月6日（月） 15：55～ 16：32

2 場所

総務省会議室（10階1001会議室）

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

笹瀬 巖（会長）、大久保 哲夫（会長代理）、長田 三紀、西村 暢史、
矢嶋 雅子

(2) 審理官

古賀 康之、三村 義幸

(3) 総務省

（情報流通行政局）

豊嶋 基暢（情報流通行政局長）、近藤 玲子（大臣官房審議官）、
井田 俊輔（総務課長）、根本 朋生（放送技術課長）

（総合通信基盤局）

湯本 博信（総合通信基盤局長）、翁長 久（電波部長）、
飯倉 主税（総務課長）、小川 裕之（電波政策課長）、
小原 宏朗（基幹通信室長）、佐藤 輝彦（移動通信企画官）

(4) 幹事

松下 文宣（総合通信基盤局総務課課長補佐）（電波監理審議会幹事）

4 目次

(1) 開	会	1
(2) 諮問事項（情報流通行政局）		
日本映画放送株式会社の衛星基幹放送における電気通信設備の概		
要の変更及び電気通信設備の業務管理体制（委託する設備の概要）		
の変更の許可		1
(3) 報告事項（総合通信基盤局）		
① 伝搬障害防止区域の指定状況等		7
② 26GHz帯における第5世代移動通信システムの普及のための		
価額競争実施指針に係る価額競争の実施の結果		13
(4) 閉	会	18

開 会

○笹瀬会長 よろしくお願ひします。それでは、議事を開始いたします。ただいまから電波監理審議會を開会いたします。

本日の議題は、お手元の資料のとおり、諮問事項 1 件、報告事項 2 件となっております。

諮問事項（情報流通行政局）

日本映画放送株式会社の衛星基幹放送における電気通信設備の概要の変更及び電気通信設備の業務管理体制（委託する設備の概要）の変更の許可（諮問第 26 号）

○笹瀬会長 それでは、議事を開始いたします。

まず、諮問第 26 号、日本映画放送株式会社の衛星基幹放送における電気通信設備の概要の変更及び電気通信設備の業務管理体制（委託する設備の概要）の変更の許可について、根本放送技術課長から御説明、どうぞよろしくお願ひいたします。

○根本放送技術課長 それでは、放送技術課長の根本でございます。

まず、お手元の資料の 1 ポツの諮問の概要を御覧いただければと思います。

本件は、日本映画放送株式会社より、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要と委託する設備の概要につきまして、放送法の規定に基づき変更申請が出されているものです。今回の諮問は、この変更申請に対しまして総務大臣が処分をするに当たり、放送法に基づく諮問を行っているという形になって

おります。

2 番目の変更の概要を御覧ください。日本映画放送株式会社が認定を受けているうち、2 件ございまして、まず、1 件目は B S の第 8 8 号、こちらは日本映画専門チャンネルでございますけれども、番組送出設備、中継回線設備、それから地球局設備の変更を行うものです。また、この変更に伴いまして、委託する設備の概要についても変更をするということになってございます。

さらに、C S の第 1 6 9 号、こちらは時代劇専門チャンネルになりますけれども、こちらについても同様に番組送出設備、中継回線設備、それから地球局設備の変更と、それに伴う委託する設備の概要の変更という、合計 4 点の変更がございまして。

本件に対する審査の結果の概要が 3 番目にございます。本件の変更申請につきましては、総務省令で定める基準に照らして適合性の審査を行いまして、いずれの内容についても基準に適合して、許可することが適当であると判断をしております。今後の予定につきましては、審議会より本件の許可が適当であるといった答申を受けた場合には、速やかに変更許可を行う予定としております。

2 ページ目以降でそれぞれの詳細について御説明をいたします。

まず、2 ページ目には、変更の対象になる 1 つ目の認定番号、オレンジのところを御覧いただきますと、B S の第 8 8 号、日本映画専門チャンネルとございますが、こちらについての電気通信設備の概要の変更と委託の変更につきましの表をまとめてございます。変更する設備については、番組送出設備ほか 2 件の合計 3 つの項目を立ててございまして、それぞれ変更前と変更後に概略を記載しております。

まず、番組送出設備では、委託先、こちらは【電波監理審議会決定第 2 号に基づき、内容の公表を控えます。】になりますけれども、こちらは変わらないも

の、設備自体が変更前のものとは異なるということになっております。中継回線設備については、これまでは電気通信事業者の保有の設備であったものが、変わって委託先の局内線になるというものです。それと申しますのも、【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】

また、2ポツ目の委託する設備の概要の変更につきましては、現状と同様に、番組送出設備、中継回線設備、それぞれの障害対応と運用監視といった内容につきまして、上記の変更のように設備そのものが変わりますので、変更ということになります。委託先の氏名などは変更がないということです。

3ページ目を御覧いただきますと、設備の構成の変更図でございます。今回の場合には設備の全体が切り替わるという形になります。

4ページ目を御覧いただきますと、こちらは番組送出設備と中継回線設備のそれぞれについて適用される審査基準の項目を一覧にしております。右側を御覧いただくと、適合するものは丸印として、横線になっているものは審査の対象とはならない項目です。これが5ページまで続いておりまして、いずれも不適合な項目はなく、全て適合しているものと認められるものです。

なお、先ほど述べた変更する設備のうち地球局設備については、これは基幹放送局提供事業者が提供する設備を利用する形になりますので、これとは別に適切性が確保されているということになっておりまして、今回の申請者であるソフト事業者が適合性を維持する義務は負っていないというものであります。

6ページを御覧ください。こちらは委託についての概要です。設備の名称を赤字で書いている部分がございますが、これが障害対応や運用監視を委託するものです。

7ページを御覧いただきますと、この委託についての省令で定める技術基準の内容とそれに対する審査結果、さらに審査の詳細を記しています。この表が8ページにも続いておりまして、いずれも適合しているものと認められます。

9 ページは同様に、先ほど述べた C S の 1 6 9 号について、同じように電気通信設備の概要の変更と委託する設備の概要の変更のそれぞれを記載しています。こちらでは、地球局設備が先ほどとは逆になりまして、スカパー J S A T の設備から B - S A T の設備へとそっくり入れ替わる形になります。

1 0 ページを御覧いただきますと、こちらは電気通信設備の変更の概要です。審査につきましても、1 1 ページ、1 2 ページで同様にまとめております。

1 3 ページを御覧いただきますと、こちらは委託について同様にまとめたもので、1 4 ページ、1 5 ページのようにいずれも適合しているものと認められます。

1 6 ページは、今回の一連の委託先となる【電波監理審議会決定第 2 号に基づき、内容の公表を控えます。】の概要です。売上げですとか事業内容を記してございます。

1 7 ページ以降には、関連する規定の抜粋を参考までに掲載してございます。お目通しいただければと思います。私からの説明は以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは御質問、御意見、よろしく願いいたします。順番にお伺いしていきます。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。適切な内容の変更だと思いますので、同意いたします。

参考として教えていただきたいのですけれども、こういう形で変更する事業者の目的、ニーズというのはどういうものでしょうか。

○根本放送技術課長 【電波監理審議会決定第 2 号に基づき、内容の公表を控えます。】と推測しております。

○大久保代理 分かりました。ありがとうございました。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは長田委員、いかがでし

ようか。

○長田委員 1つだけごめんなさい、質問なのですけれども、本件がこれでこの会議が通りましたら、【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】いつ頃になるのでしょうか。

○根本放送技術課長 【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】になると聞いています。

○長田委員 まだ余裕があって、御覧になる方々に周知は十分にできるということを確認いたしました。ほかには特に意見はございません。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。西村委員、いかがでしょうか。

○西村委員 西村です。御説明ありがとうございました。私も、いずれの変更に対する許可については賛同をいたします。特段それ以外に意見はございません。ありがとうございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 私も同様に適切な変更に対する許可だと思いますので、特段異存はございません。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。私も特段意見はございません。ただ、1点だけ確認は、【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】というような配慮は当然、さっき言った視聴者への周知をすることもありますので、この事業者が全部やっていただけるという理解でよろしいですか。

○中村補佐 おっしゃるとおりでございまして、こちらのほうはきちんところらの答申が得られて変更許可が認められた後に、できるだけ速やかに視聴者への周知を行いつつ、【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】対応してまいるといふふうに伺っております。

○笹瀬会長 分かりました。どうもありがとうございました。特段ユーザーか

ら見た場合には、不利益は何もないという理解でよろしいですね。どうもありがとうございました。ほかに質問等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、諮問第26号は、諮問のとおり許可することが適当であるという旨の答申を行いたいと思います。どうもありがとうございました。

○根本放送技術課長　ありがとうございました。

○笹瀬会長　以上で、情報流通行政局の議事が終了いたしましたので、情報流通行政局の職員の方は御退室をよろしく願います。どうもありがとうございました。

（情報流通行政局職員退室）

○笹瀬会長　それでは続きまして、総合通信基盤局の議事に入りますので、総合通信基盤局の職員の方に入室するように御連絡をよろしく願います。

（総合通信基盤局職員入室）

報告事項（総合通信基盤局）

（１）伝搬障害防止区域の指定状況等

○笹瀬会長　それでは、議事を再開いたします。

報告事項、伝搬障害防止区域の指定状況等について、小原基幹通信室長から御説明、どうぞよろしくお願いいたします。

○小原基幹通信室長　よろしくお願いいたします。基幹通信室長の小原でございます。伝搬障害防止区域制度につきまして、例年同様に御報告させていただければと存じます。

まず、資料をおめくりいただいて2ページ目を御覧ください。改めての部分

もございますけれども、本制度の全体像について概要を説明させていただきます。

制度の目的、上に重要無線通信の確保と財産権の行使（土地利用）等との調整を図ることにより、高層建築物等の建築による重要無線通信の突然の遮断を回避することとありますとおり、両者の調和を図ることによりまして、きちんとそれぞれの権益を確保するといった制度となっております。

また、左下、制度の概要でございますけれども、まず、左下でございます伝搬障害防止区域、要するに区域を指定しまして、これは固定局間の電波伝搬路について指定することが可能で、それを図面で示すこととなっております。左下の図面のイメージにありますとおり、電波の伝わる経路の中心線を黄色で投影しまして、投影したものを黄色で示しまして、左右50メートル、これを緑色の範囲で指定することとしております。

なお、昨年も御報告しておりますけれども、従来は地上が対象だったのですが、昨年の電波法改正によりまして、洋上風力発電施設等の建設ニーズを踏まえて、水上も指定できるように改正を行ったところでございます。なお、現時点では洋上風力発電施設等の建設に伴って区域指定を行ったという事例はまだございません。

また、右側が区域指定の効果としてどういったものがあるかというものでございます。この区域の中で高層建築物、高さ31メートルを超える建物等を建築する場合においては、建築主は総務大臣に届出をすることが必要となります。これによりまして、どういった建物が建築されるかというのを把握しつつ、その内容を精査しまして、障害原因、電波が遮断されないかといったものを判定します。

そして、障害原因となると判定された場合におきましては、免許人と建築主に通知を行い、対応について協議等をしていただくこととなります。これに伴

いまして、障害原因となる部分につきましては、最大2年間、工事を制限しまして、その間に免許人と建築主で協議をいただいて、必要な対策を検討、実施していただくことになります。

そして、協議につきましては、総務大臣から必要に応じてあつせんするといった規定も設けられています。具体的に必要な対策としましては、電波のルートを変更していただきますとか、建築物の高さを変更していただきますとか、そういった対策をしていただくことになります。

こちらが概要でして、続いて3ページ、4ページ目が、例年報告している指定区域や届出に関する事項になります。

まず、先に全体的なことを申し上げますと、例年と同じく、特段、特異事象が生じているとか調整が難航している案件が生じているとか、そういったことはございません。

まず、3ページ目ですけれども、近年の指定区域の総数の推移でございます。令和7年度につきましては3,413区域で、内訳については、少し増減はありますけれども、全体としては昨年度から6件減少で、ほぼ変わらないという状況でございます。また、このグラフを御覧のとおりで、直近の5年間もほぼ横ばい、全体として見れば少し減少していると、そういった傾向にございます。これは主に電気通信業務用につきましては、無線通信回線を光ファイバーへと移行、要するに有線へと移行させていると、そういった事情があるというふうに承知しております。

また、細かく見ますと、例えば人命・財産の保護、治安維持の項目について、数字として全体的に増加傾向にあるのですけれども、これにつきましては、一部の免許人において、高層建築物の建築状況等を見据えて、区域指定の要否について改めて見直しを行って、指定を行ったほうが良いと判断したことによるといったふうに承知しております。3ページが以上でございます。

続いて4ページ目へ参ります。4ページ目が、高層建築物等の届出件数の推移でございます。こちらにつきましては、令和7年度が469件で、例年度から約10%増加しております。携帯電話事業者の新基地局の建設等が主な理由というふうに承知しております。また、令和7年度における届出のうち、障害原因となると判定されたものはゼロ件、要するにありませんでした。ほかの年度を見ましても、障害原因となると判定されたものというのは非常に少ないのですけれども、こちらにつきましては、高層建築物が建つような都市部におきましては、重要無線通信の固定局というのが一般に高いところにある、場合によってはビルの上でも100メートルを超えるような場所にあたりすると、そういったことで、実際の障害となるような事例が少ないことによるものというふうになっております。また、令和7年度より前に障害原因と判定されたものにつきましても、既に全て解決されております。

以降は参考資料でございますけれども、5ページ目が、伝搬障害防止制度に関する規定の概要でございます。ここにありますとおり区域の指定ですとか、あるいは指定された場合の建物の届出ですとか、そういったものについて法律上の規定がございます。

また、6ページ目に参りまして、こちらも運用に関する制度改正ですので参考としてお付けしているのですけれども、大まかに申しますと、今般、地方分権提案に沿う形での本区域図に関する制度改正を行っております。伝搬障害防止区域図、先ほど御説明した、この区域がどこですよという図面なのですけれども、こちらにつきましては、備付けの場所や閲覧に関する規定がございまして、従来、区域図というのが総務省や出先である総合通信局、都道府県ですとか、あと一部の市町村でも備え付けて閲覧してもらう、法律上は縦覧という方法を用いておりますけれども、要するに建築主等の区域を確認したい人に見てもらおうと、そういった制度が電波法で定められておりました。

これに関しまして、上の枠にもありますとおりで、地方分権改革提案、地方公共団体の業務効率化等のために自治体から提案を受け付けて、各省庁にて対応を検討し、改善を図るという仕組みですけれども、そちらにおきまして、区域図の備付けですとか、あるいは来訪者への対応が事務負担となっているということで、見直しを求める提案がございました。この点につきまして、実態把握等を行ったところ、この区域図というのが、既に総務省が運用しておりますシステム上で、要はオンラインで見られることとなっております、自治体において実際に足を運んで見に来るといった、そういった事例というのがほとんどなくなっていると、そういったことも踏まえまして、また、提案の趣旨上も自治体の負担軽減に資するということでして、提案どおりに制度改正を行うとしまして、この５月に地方分権一括法という、そちらの提案について法改正を一括して行うという仕組みの中で電波法の改正を行ったものでございます。こちらにつきましては、９月に施行予定でして、ただいま準備を進めているところでございます。

電波障害防止区域の指定状況等に係る報告は以上です。お願いします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、御意見、御質問、よろしく申し上げます。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 御説明ありがとうございました。１点、参考までに教えていただきたいのですが、地域的に見ると、地方も大都市はあります。基本的には大都市圏が中心で、一方で大都市圏はどんどん新しい建物、３１メートルというか、今３１メートルを高層と言うかどうかは別として、非常に高い建物が建っていますけれども、一方で通信回線の有線化とか、そういうものも進んでいるので、そこは大体横ばいで推移していると、そういう理解でよろしいでしょうか。

○小原基幹通信室長 主にそのように考えております。一方で都心部ですと、

まだまだ高層建築物が建ったりですとか、あるいは、最近ですと山間部のほうで風力発電施設が建ったりして、そちらにつきましても、場合によっては地方自治体等が重要無線を使っている場合もございますので、そういったところで増加理由がありつつも、一方で今御指摘いただいたとおりで、必要に応じては有線化したりする場合がありますので、その点では、一気に増えたりとか減ったりとか、そういう可能性は低いのではないかなというふうには思っております。

○大久保代理　ありがとうございました。

○笹瀬会長　どうもありがとうございました。それでは、長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員　ありがとうございます。御説明を伺って、適切に制度が運用されているのだということが分かりました。特に質問はございません。

○笹瀬会長　どうもありがとうございました。西村委員、いかがでしょうか。

○西村委員　西村です。御報告ありがとうございました。まず、そこの報告を受け取ったという形で、特段、私からはコメント、質問等はございません。

○笹瀬会長　どうもありがとうございました。矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員　御説明、御報告ありがとうございます。1点だけ参考までに質問をさせていただきます。

人命・財産の保護、治安維持について、少しデータが増減という傾向を示しているというふうに見ております。その中で改めて見直して指定を行ったほうがいいというものがあったということなのではけれども、具体的にどういった事情で見直しがなされたのでしょうか、教えていただければ幸いです。

○小原基幹通信室長　少し漠然とした部分があって恐縮なのですが、やはり近年、高層建築物が建ったりとか、あるいは先ほど申し上げたように風力発電施設が山間部で建ったりとか、そういう中で、要するに、この制度自体が、

新しく基地局をつくったときに一緒に指定をする以外にも、できた後に、また、状況を踏まえて、今後この辺はやっぱり建ちそうだから指定したほうがいいなというような場合も指定を可能としておりまして、そういった中で、今申し上げましたように、改めて各自治体等の免許人において、その地域での今後の建築物等の予測というか予定などを見ながら、指定したほうがいいといった判断もあったということで、その中で増加したというふうに聞いております。

○矢嶋委員 御説明ありがとうございます。要は、状況に合わせてアップデートしたということになるということですね。

○小原基幹通信室長 おっしゃるとおりです。

○矢嶋委員 ありがとうございます。私からは以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。私から1点だけ、3ページ目のところで、今話した人命・財産の保護、治安維持というのは、地方自治体の使用する防災無線とかだと思います。電気供給業務というのはちょっと分かりにくいんですけども、これは具体的に何なのでしょう。

○小原基幹通信室長 これは、発電所とか、そういったところで用いている無線局です。

○笹瀬会長 なるほど、分かりました。これはかなり件数が多いですね。

○小原基幹通信室長 そのとおりです。

○笹瀬会長 分かりました。そうすると、次のページを見て分かりますように、今年はほとんど障害もなくて、問題もなかったという理解でよろしいですね。

○小原基幹通信室長 おっしゃるとおりでございます。

○笹瀬会長 分かりました。ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上の報告事項を終わります。どうもありがとうございました。

○小原基幹通信室長 ありがとうございました。

(2) 26GHz帯における第5世代移動通信システムの普及のための価額競争実施指針に係る価額競争の実施の結果

○笹瀬会長 それでは続きまして、報告事項の2つ目です。26GHz帯における第5世代移動通信システムの普及のための価額競争実施指針に係る価額競争の実施の結果につきまして、佐藤移動通信企画官から御説明、よろしくお願いいたします。

○佐藤移動通信企画官 移動通信課の佐藤でございます。それでは、報告事項の2点目、26GHz帯における5Gを対象とした価額競争、いわゆる周波数オークションの実施結果の概要について報告をさせていただきます。

報道資料、こちら、6月30日に報道発表を行いました。本年6月11日から25日の間、26GHz帯における価額競争を実施しました。価額競争には5者が参加をしました。株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及び沖縄セルラー株式会社、ソフトバンク株式会社、株式会社JTOWER、ハイテクインター株式会社の5者が参加をしまして、参加申請の審査結果は別添1のとおりというふうになっておりますが、結果として3者が落札をしております。全国枠についてはNTTドコモ、地域枠についてはJTOWER及びハイテクインターの2者でございます。落札総額、これは10年間の総額になりますが、こちらは67.6億円というふうになっております。

価額競争の具体的な実施結果については、別添2のとおりでございます。まず、全国枠につきましては、こちらについては、NTTドコモ、KDDI／沖縄セルラー電話、ソフトバンクの3者が入札をしました。3者による競合の結果、第4ラウンドで最終的にNTTドコモが落札をしたということで、最低落札価額が39.3億円のところ、最終落札額は62.9億円というふうになります。

した。

地域枠につきましては、J T O W E R が 1 3 地域、ハイテクインターが 2 2 地域の入札をしまして、うち 3 3 地域は第 1 ラウンドで落札者が決定をしたところでございます。1 地域のみ競合が発生をしまして、当該地域につきましては、第 3 5 ラウンドで J T O W E R が最終的に落札をしたところでございます。結果は以上になります。

価額競争自体は、システム上で実施をしまして、総じて円滑に進められたというふうに承知をしております。ただ、今後、参加者へのアンケートの実施などを行いまして、今回の価額競争の振り返りをしっかり行いまして、次回以降の価額競争の実施につなげていきたいというふうに考えております。

簡単になりますが、私からの説明は以上になります。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの御説明につきまして、質問、御意見、よろしく願いいたします。これも順番にお伺いしていきます。大久保会長代理、よろしくお願いします。

○大久保代理 御説明ありがとうございました。これまで制度の設計から実際の価額競争の運営に関して、大変な御苦勞があったと思いますけれども、ありがとうございました。

最後のほうで御説明がありましたけれども、初回ということで、今回の結果を受けて、また、当然これは総務省サイドの考え方もあると思いますし、価額競争に参加された各社の意見なり、そういうものもきめ細かく聴取していただいて、当然全部に対応する必要はないと思うのですけれども、必要な修正があれば、次回の価額競争に生かしていただきたいと思います。以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。それでは、長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 お疲れさまでした。特に質問はございません。

○笹瀬会長 ありがとうございます。西村委員、いかがでしょうか。

○西村委員 御説明ありがとうございました。私から２点確認をさせていただければと思います。

まず、１点目でございます。確かにこれで落札者が決定したということですが、この後のスケジュール感としてどういったことが実際になされていくのかということがございます。といいますのも、特に今回いただきました別添資料の中でも、ドコモのみが令和１１年度、２０２９年度初頭のサービス開始を想定しというような形で記載があり、結構ほかの業者と比べて明確な時期を示しておられたので、そういったことも合わせまして、今後のスケジュール感というのをお教えいただければなと思っております。これが１点目でございます。

２点目でございますけれども、振り返りはぜひよろしく願いいたします。これは非常に重要なことでもございますし、この事後評価というのが次につながることは当然でございます。ぜひ、その点も今後のスケジュールと合わせて、実際にこれが成果として出てくるまでちょっとタイムラグが出てくると思いますが、利用者である一般国民に対する周知、あるいは御説明というのものを併せてお願いできればなと思っております。以上でございます。

○笹瀬会長 いかがでしょうか。

○佐藤移動通信企画官 御質問ありがとうございます。

まず、１点目の御質問でございます。今後のスケジュールについてです。当面は、落札者の認定の交付式がございまして、それを向けて調整を進めてまいりたいというふうに思っております。その後につきましては、こちらについては、価額競争実施指針に基づいて、基地局の開設状況とか、その他スケジュールについては、定期的にフォローアップを行うことになっておりますので、それに基づいてしっかり対応してまいりたいと考えております。

2点目の価額競争の事後評価でございます。こちら先ほど申し上げたとおり、我々としても今回で終わりではないので、次回の価額競争に向けて今回の振り返り、改めて参加者のアンケート等々を行いまして、ルール、また、その他運用面で、しっかり今後に向けた課題なんかも整理をしまして、それについては、引き続き電監審の場でも御報告をさせていただき、また、委員の先生方の御意見もいただきながら、しっかりまとめてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○笹瀬会長 よろしいでしょうか。それでは、矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 御報告ありがとうございます。まず、無事に実施できたことについては、本当に喜ばしいことだと思います。自分の個人的関心で御質問申し上げるのですけれども、今回の地域枠のほうで、J T O W E Rとハイテクインターが、結局は入札が1回のラウンドでほぼ決まっているという感じのところの地域枠が結構多いのですけれども、これは想定されていたラウンド数だったのでしょうか。そこだけ気になりました。

○佐藤移動通信企画官 ありがとうございます。このオークションの性質上、いつ終わるかというのは、そこはなかなか我々としても読めないところではございます。今回の結果としまして、1地域のみ競合が生じたというわけで、これについては35ラウンドを要したということでございます。諸外国の動向を見ますと、もっとラウンドを重ねている事例もございますので、これ自体は特にどうこうという話ではないと思うんですけれども、競り上げの在り方がよかったのかどうかというところについては、こちらはしっかり我々としてもこれから評価をしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○矢嶋委員 分かりました。では、そのときの事後評価はまた拝見いたしたいと思います。ありがとうございました。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。私から、非常に御苦勞さまでし

た。質問は2つです。1つは、35ラウンドということに関して、これは日程的には、かなりの日数を要したのでしょうか。

○佐藤移動通信企画官 まず、1点目の御質問ということで、オークションの実施に当たっては、最初はラウンド少なめ、1日1ラウンドで実施をしておりました。入札の状況を見ながら、あとは運営の状況を見ながら、少しずつ1日当たりのラウンドを増やしていったという状況でございます。その中で大体2週間ぐらいを要したということでございます。

○笹瀬会長 分かりました。あと、もう1点の質問は、今回落札した地域がありますけれども、今回申請者が出てこなかったところで未落札地域もかなりあると思います。それに関しては、ニーズを踏まえて今後考えられると思うのですけれども、大体のスケジュール感というのは全然決まっていないのですか。それとも何か1年ごととか半年ごととか、そういう見直しの時期的なものは何かあるのでしょうか。

○佐藤移動通信企画官 現時点では、確定的なスケジュールというのは申し上げることはできないんですけれども、また、会長が御指摘のとおり、利用のニーズのところをしっかりと我々としても把握しながら、改めて時期についても検討してまいりたいと考えております。

○笹瀬会長 分かりました。矢嶋委員のいい質問に足して、このラウンドの回数は大体予想どおりだったのでしょうか。これは聞いちゃいけないのですか。

○佐藤移動通信企画官 1点あるとすれば、やはりこれだけラウンドを要した要因として、今回引上げ幅を固定化したと、最低落札価額を20%ずつ引き上げていったということもあります。これ自体は、やはり最初の最低落札価額が低いと少しずつしか上がらないといったようなことがあったというふうに認識をしております。これが、事業者の予見可能性という観点からは、すごくこれはメリットがあるルールだとは思いますが、少しずつしか上がらない

といったところについてはどう考えるかというのは、これから我々としてもしっかりと評価をしてみたいというふうに考えております。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。ほかに何か御質問、ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

閉 会

○笹瀬会長 それでは、本日はこれにて終了いたします。

答申書につきましては、所定の手続を経て、事務局から総務大臣宛てに送付ください。

次回の定例会の開催は令和8年8月31日の月曜日10時から、次回はウェブ開催となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の審議会はこれにて閉会といたします。どうもありがとうございました。